

料金表

(ユニット型個室)

要介護度	介護サービス費(単位)	負担限度額 負担割合	介護保険利用者負担 日額(円)	基準外サービス		利用者負担分(合計)			
				居住費(円)	食費(円)	1日あたり(円)	31日(円)		
要介護1	638		638	第1段階	820	300	1,758	54,498	
				第2段階	820	390	1,848	57,288	
				第3段階	1,310	650	2,598	80,538	
				第4段階	2,020	1,480	4,138	128,278	
				2割負担	1,276	2,020	1,480	4,776	148,056
				3割負担	1,914	2,020	1,480	5,414	167,834
				要介護2	705		705	第1段階	820
第2段階	820	390	1,915					59,365	
第3段階	1,310	650	2,665					82,615	
第4段階	2,020	1,480	4,205					130,355	
2割負担	1,410	2,020	1,480					4,910	152,210
3割負担	2,115	2,020	1,480					5,615	174,065
要介護3	778		778					第1段階	820
				第2段階	820	390	1,988	61,628	
				第3段階	1,310	650	2,738	84,878	
				第4段階	2,020	1,480	4,278	132,618	
				2割負担	1,556	2,020	1,480	5,056	156,736
				3割負担	2,334	2,020	1,480	5,834	180,854
				要介護4	846		846	第1段階	820
第2段階	820	390	2,056					63,736	
第3段階	1,310	650	2,806					86,986	
第4段階	2,020	1,480	4,346					134,726	
2割負担	1,692	2,020	1,480					5,192	160,952
3割負担	2,538	2,020	1,480					6,038	187,178
要介護5	913		913					第1段階	820
				第2段階	820	390	2,123	65,813	
				第3段階	1,310	650	2,873	89,063	
				第4段階	2,020	1,480	4,413	136,803	
				2割負担	1,826	2,020	1,480	5,326	165,106
				3割負担	2,739	2,020	1,480	6,239	193,409

※食費・居住費は、市町村から「介護保険負担限度額認定」の交付を受け、認定証に記載されている額が、負担額となります。

※介護保険負担割合証に記載されている割合によって負担割合が変わります。

<加算される料金> (1割負担の金額です)

※は該当される方のみ加算されます。

※初期加算	30円/日	入居した日から起算して30日以内の期間算定 (30日を超える入院後に再入居した場合も同様)
※外泊時加算	246円/日	入院及び外泊の場合、1ヶ月に6日を限度として、基本部分に代えて算定
栄養マネジメント加算	14円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の管理栄養士を1名以上配置 ・入所時に入所者の栄養状態を把握し、医師、管理栄養士その他の職種が共同して栄養ケア計画を作成 ・入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行い、定期的に記録 ・栄養ケア計画の進捗の定期的な評価、計画見直しを実施。
看護体制加算(I)	6円/日	入所定員31人~50人、常勤看護師が1人以上
看護体制加算(II)	13円/日	入所定員31人~50人、常勤看護師が1人以上 ・常勤換算で看護職員を入所者25人に対して1人以上、かつ、基準+1人以上 ・施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保
夜勤職員配置加算(II)イ	27円/日	夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤最低基準+1名分の人数を多く配置していること
サービス提供体制強化加算(I)ロ	12円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上
介護職員処遇改善加算(II)	施設利用料+各種加算の合計金額の6%分	介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届出をし、サービスを行った場合